

○国家公安委員会規則第十六号

道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第三十七条の六第二号及び道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十八条の二の規定に基づき、運転免許に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年七月十五日

国家公安委員会委員長 河野 太郎

運転免許に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則

運転免許に係る講習等に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。